



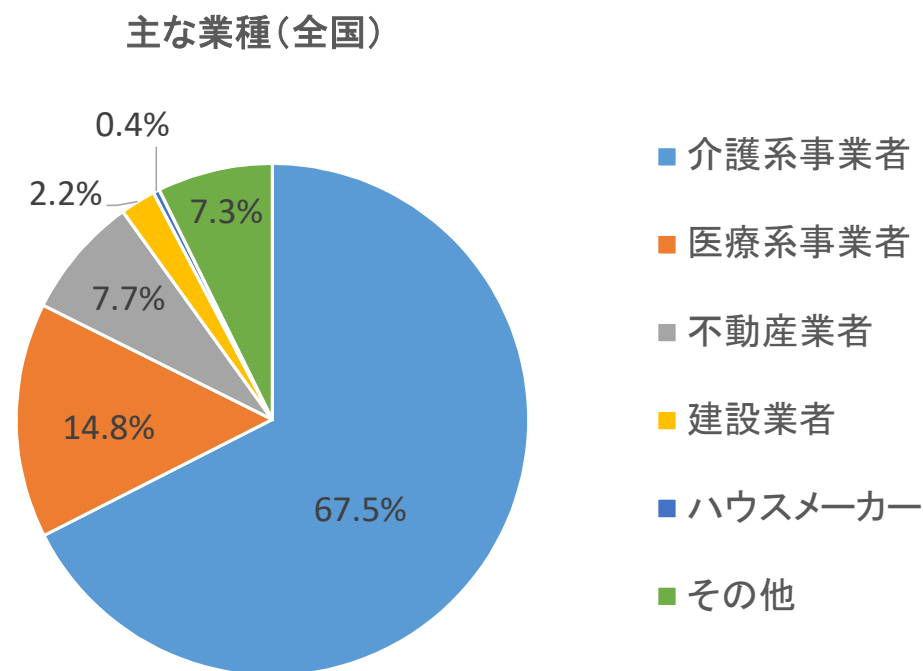
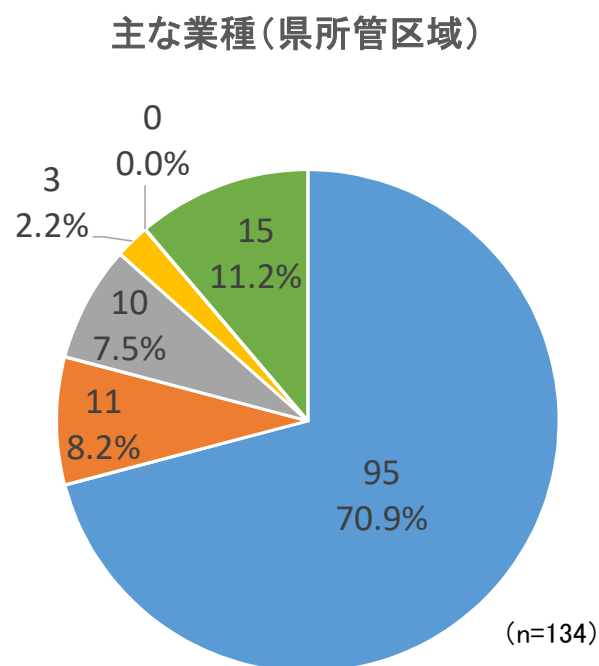
神奈川県
住宅計画課
Kanagawa Prefectural Government

資料3

サービス付き高齢者向け住宅の 運営、立地等の状況について

1 登録事業者の主な業種

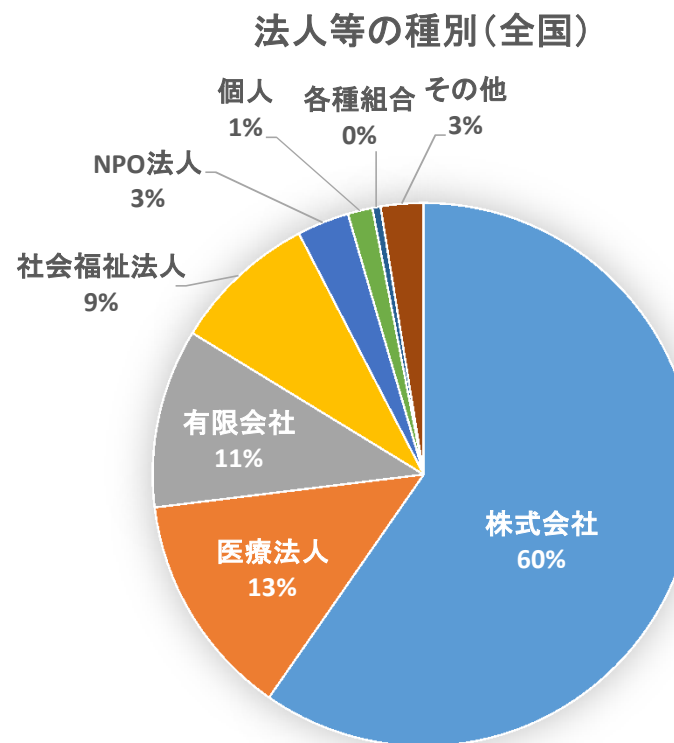
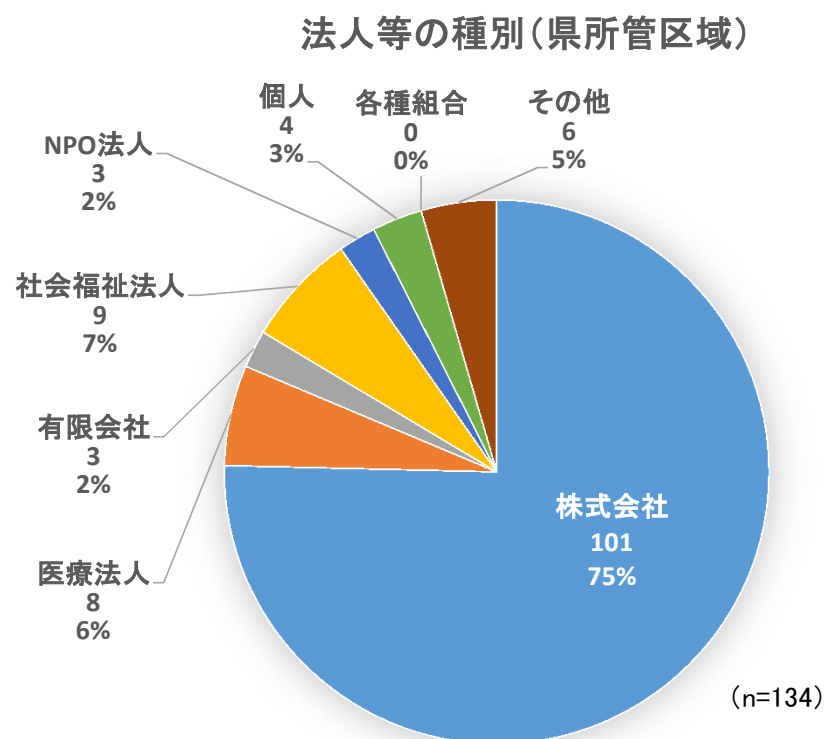
- 全国、県所管区域ともに介護系事業者の割合が最も高く、特に県所管については約7割を介護事業者が占める。
- 全国と比較すると、県所管区域の医療系事業者の割合がやや低いものの、全体ではほぼ同様の割合である。



県所管データ: サービス付き高齢者向け住宅 情報提供システム(H30.4集計)
全国データ: 一般社団法人高齢者住宅推進機構「サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析(H29.8末時点)」

(参考) サ高住を運営する法人の状況

○県所管区域では、株式会社が3/4(75%)を占めている。

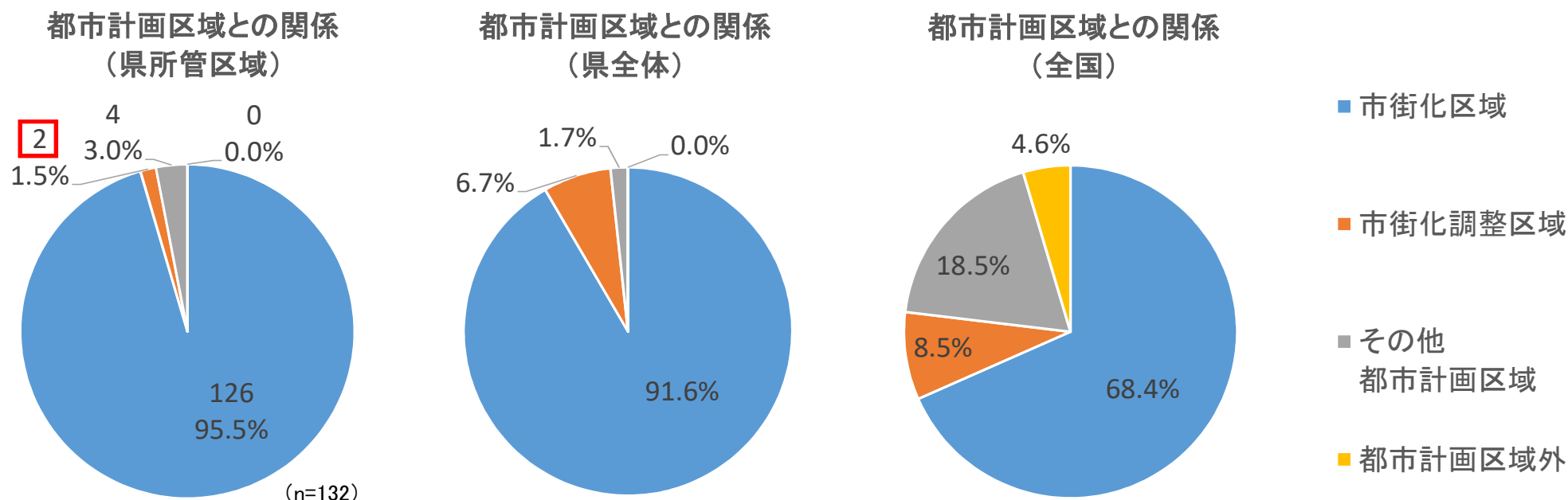


県所管データ: サービス付き高齢者向け住宅 情報提供システム(H30.4集計)
全国データ: 一般社団法人高齢者住宅推進機構「サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析(H29.8末時点)」

2 サービス付き高齢者向け住宅の立地状況

○県所管区域において、市街化調整区域内に立地している施設は2件(全体の1.5%)である。

○県全体でも市街化区域内に立地しているものが9割を占め、全国の約2/3と比較すると市街地への立地が集中している。



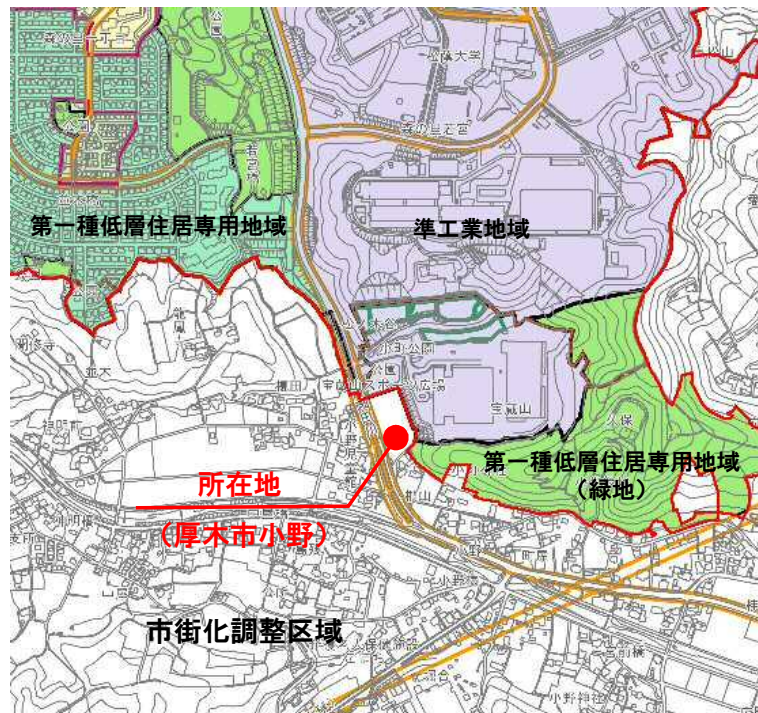
県所管データ: 住宅計画課調査 (H30.3集計)

県全体データ: 国土交通省サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会第2回配布資料 (H26.11.11開催)

全国データ: 国土交通省サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会第1回配布資料 (H30.1.31開催)

3 市街化調整区域内の立地状況の事例（県所管区域2件）

A住宅(厚木市)



木造地上3階建て(48戸)
公共交通機関へのアクセス:
本厚木又は愛甲石田駅バス15分徒歩1分
医療機関へのアクセス:徒歩圏内※
有料老人ホーム該当/併設施設なし

※ 徒歩圏内:「医療機関(病院、診療所等)」までの距離が1,000m(徒歩約15分)以内とした。

B住宅(伊勢原市)



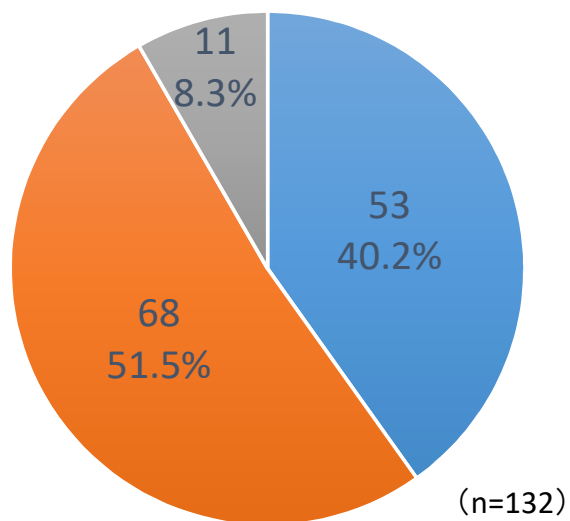
RC造地上2階/地下1階建て(40戸)
公共交通機関へのアクセス:伊勢原駅バス11分徒歩7分
医療機関へのアクセス:徒歩圏内※
有料老人ホーム該当/併設施設:通所介護・訪問介護

都市計画図:厚木市HP・伊勢原市HP その他:住宅計画課調査(H30.4)

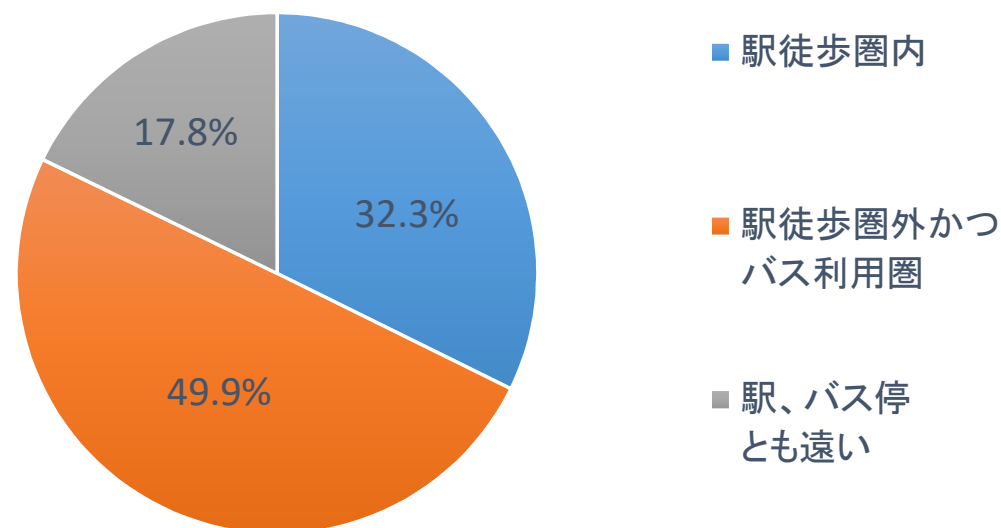
4 最寄りの公共交通機関へのアクセス

○県所管区域では、駅徒歩圏内とバス利用圏内が全体の9割以上を占めており、全国と比較しても交通網が整備され、アクセスの良い場所に立地しているものと推察される。

最寄りの公共交通機関へのアクセス
(県所管区域)※1



最寄りの公共交通機関へのアクセス
(全国)※2



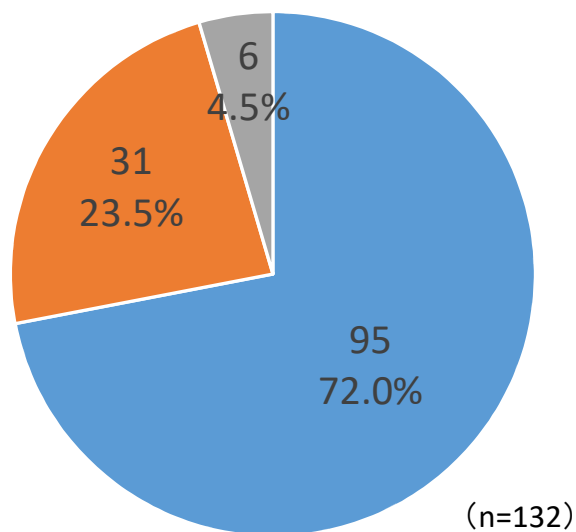
※1 公共交通機関へのアクセス: 駅徒歩圏は駅までの距離が750m(徒歩約10分)以内、バス利用圏はバス停留所までの距離が300m(徒歩約5分)以内とした。
※2 サ高住から駅、バス停留所までの距離を※1と同じ条件によりGIS上で計測

県所管データ: 住宅計画課調査(H30.3集計)
全国データ: 国土交通省サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会第1回配布資料(H30.1.31開催)

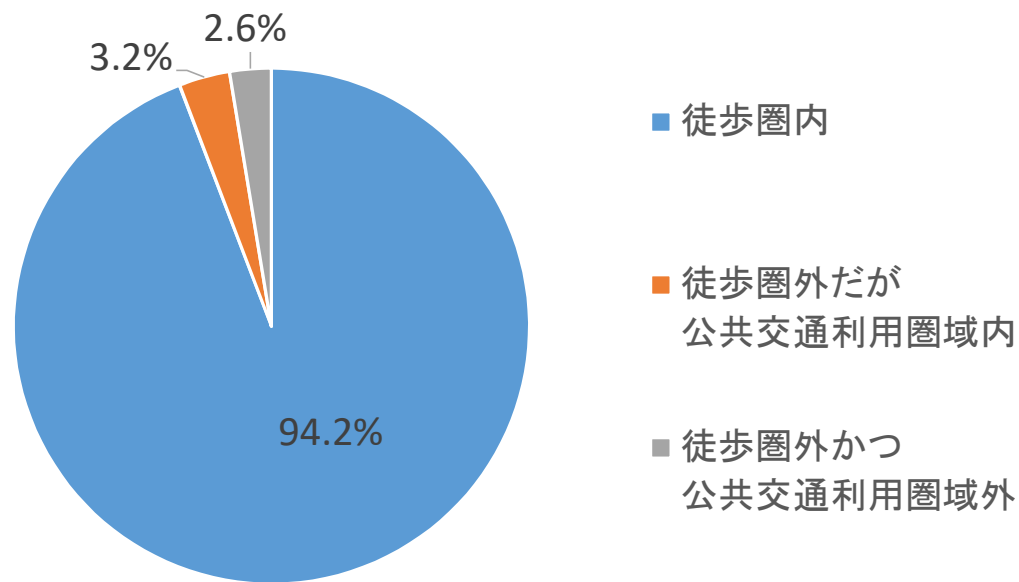
5 最寄りの医療機関へのアクセス

- 全国、県所管区域ともに、9割以上が徒歩圏内又は公共交通機関利用圏内に医療機関がある場所に立地している。
- 県所管区域では徒歩圏内が7割程度に留まっているが、全国では地図上の距離により徒歩圏内としているところを、県所管区域内では交通機関が整備されているため、公共交通機関利用圏で回答しているものと推測される。

最寄りの医療機関へのアクセス(県所管区域)※1



最寄りの医療機関へのアクセス(全国)※2



※1 医療機関へのアクセスは、徒歩圏を「医療機関(病院、診療所等)」までの距離が1,000m(徒歩約15分)以内とした。また、医療機関の最寄りの駅から医療機関までの距離が750m(徒歩約10分)以内、医療機関の最寄りのバス停留所から医療機関までの距離が300m(徒歩約5分)以内の場合は、公共交通機関利用圏内に該当するものとした。

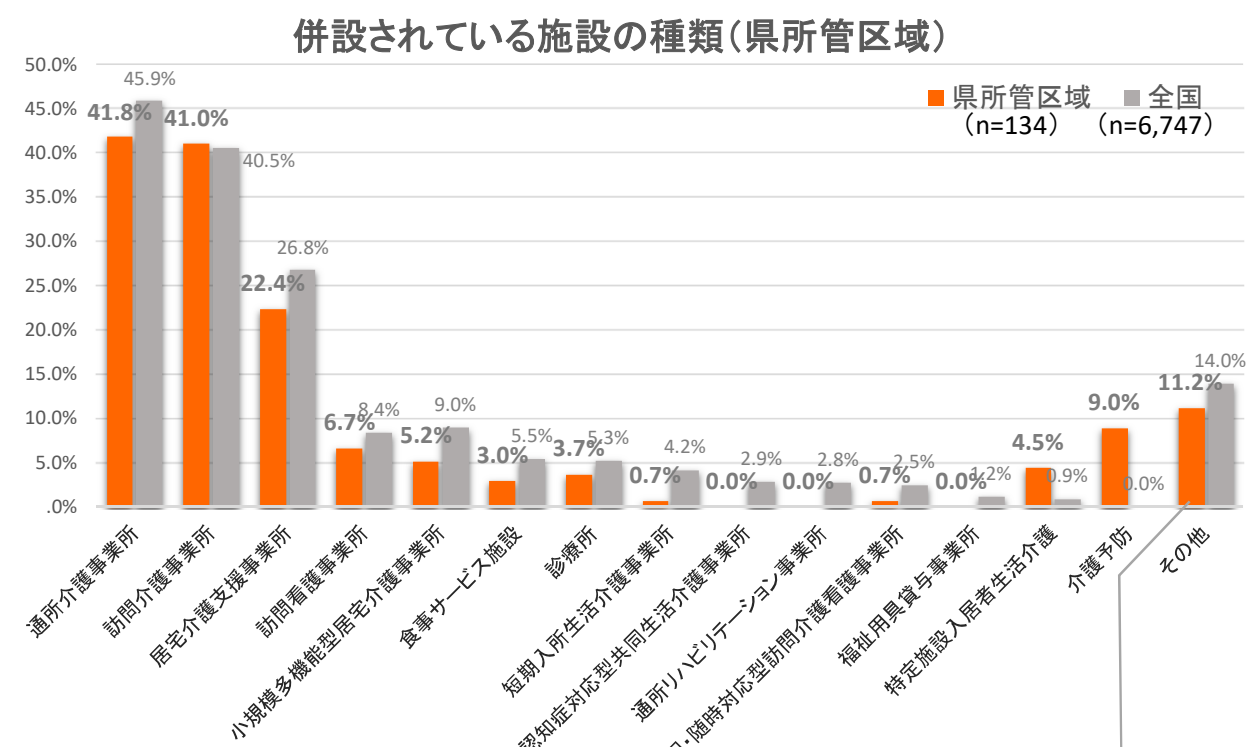
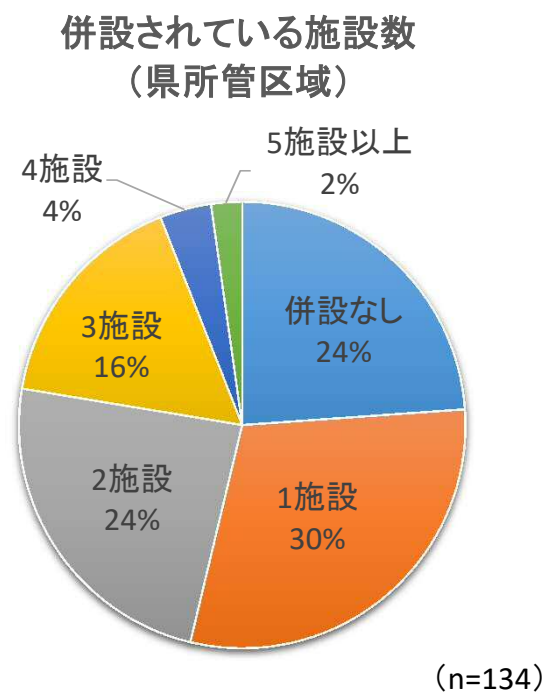
※2 サ高住から医療機関までの距離を※1と同じ条件によりGIS上で計測

県所管データ: 住宅計画課調査(H30.3集計)

全国データ: 国土交通省サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会第1回配布資料(H30.1.31開催)

6 併設施設の状況

○1つ以上の高齢者支援施設が併設又は隣接しているサービス付き高齢者向け住宅は約4分の3。(全国も同程度)
 ○併設されている施設の種類は、県所管区域も全国と同様に通所介護・訪問介護が多数を占めている。



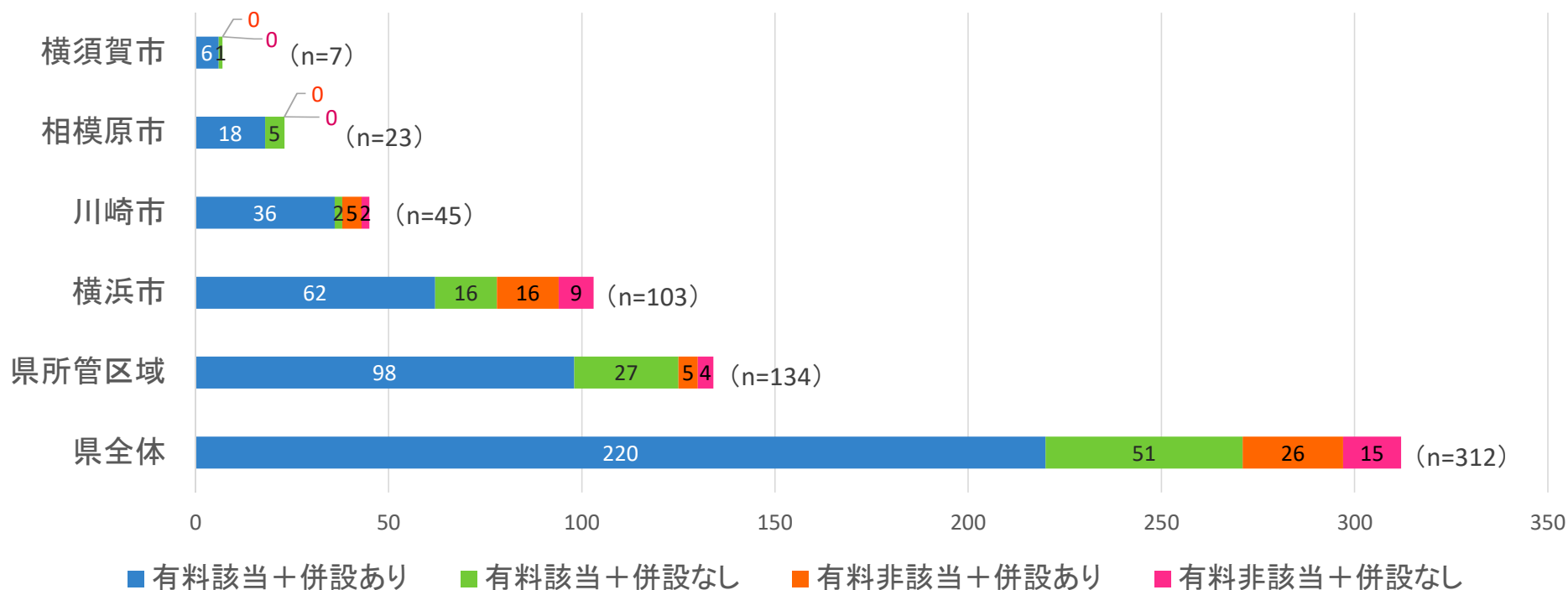
県所管データ:住宅計画課調査(H30.4集計)
 全国データ:一般社団法人高齢者住宅推進機構「サービス付き高齢者向け住宅の現状と分析(H29.8末時点)」

その他(県所管区域):交流施設、生活支援サービス、人工透析施設 他

7 有料老人ホーム該当・併設施設の様況

○有料老人ホーム非該当は、横浜市や川崎市など比較的施設が集中している地域に多い。

有料老人ホーム該当・併設施設の様況



(再掲) 併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

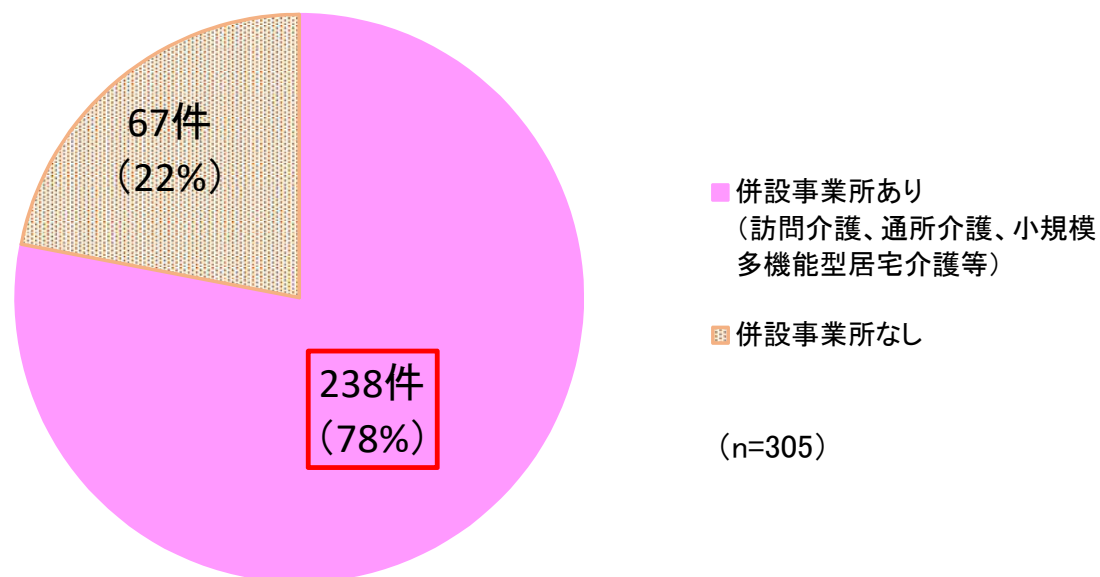


神奈川県

KANAGAWA

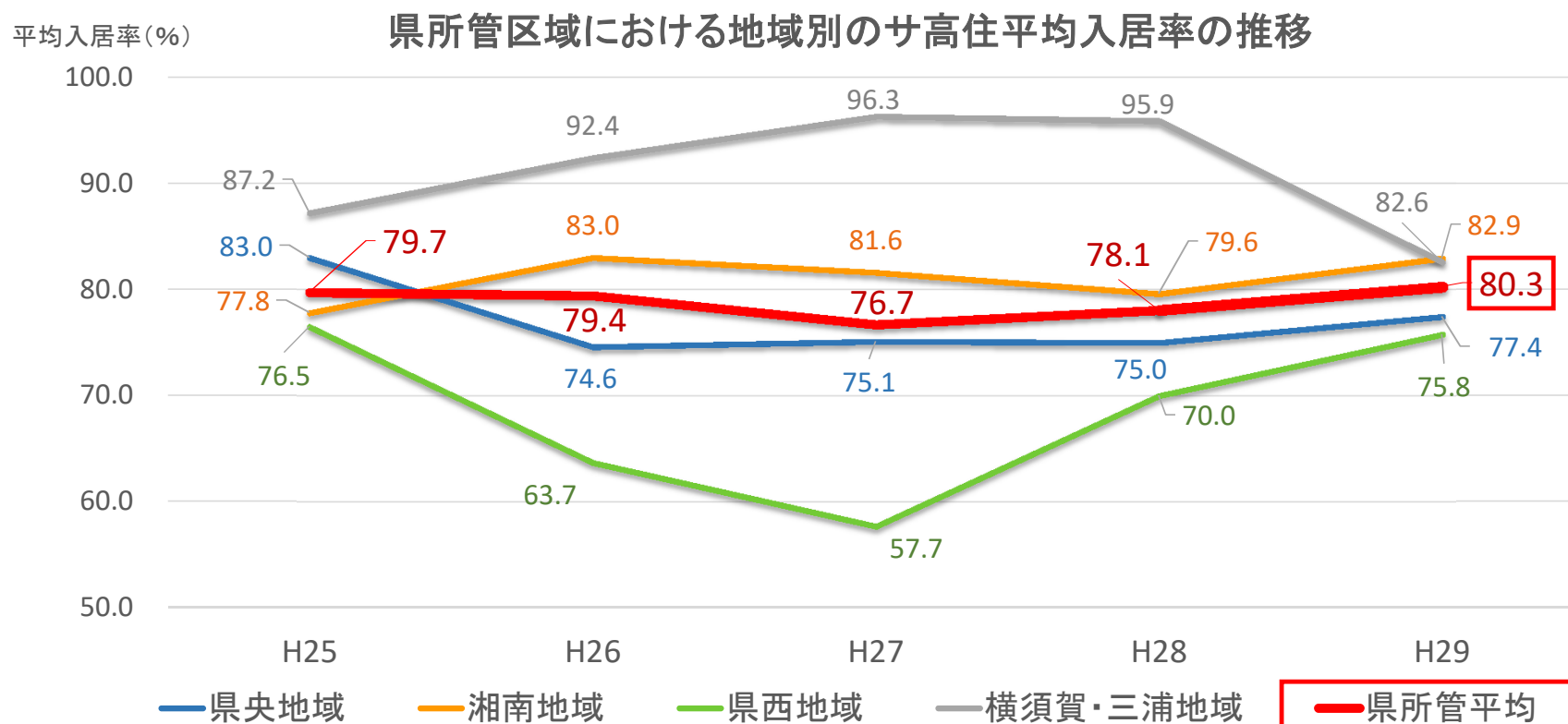
○併設事業所を設置している施設は約80%。

サ高住と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う 施設の設置状況 (県全域)



(参考) サ高住の入居率の推移

○県所管区域における平成29年度の平均入居率は約8割となっており、地域別に見ても平均に近い入居率となっている。



総括（まとめ）

○県所管区域内において、サ高住が立地する場所は既に市街化が進んだ地域で、公共交通機関や医療機関の利便性も概ね良好であり、現時点で立地に関して課題とみられる事象は確認されなかった。

○県所管区域内における入居率は過去5年を見ても約8割で推移し、今のところこれまでの供給による明らかな入居率の低下は見られず、今後も引き続き注視していく。

○施設の立地状況・併設施設の有無・業種等を類型別に整理したところ、入居率との大きな関連性は見られなかった。

○供給されるサ高住のハード面（構造・設備等）及びソフト面（サービス・運営等）の質を確保するため、引き続き事業者への普及啓発や指導監督を実施する。